

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

令和5年度 物価高騰対応給付金支給手続きのご案内

本給付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を踏まえ、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する国の方針を受けて、対象の方に榛東村から支給するものです。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

支給対象世帯と申請の有無

対象世帯は、令和5年12月1日現在、榛東村に住民登録があり、「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」または「令和5年度住民税均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯」です。

給付金の対象となることが確認できており、振込先口座情報を把握している場合

給付金の対象だが、振込先口座情報を把握できていない場合

村から先行決定通知書を送付
(ハガキ)

村から確認書を送付 (要返信)

※記載内容に修正が必要な場合や、給付を辞退する場合は、ご連絡をお願いいたします。

注意事項

- ・課税者に扶養されている方のみで構成されている世帯は対象外です。
- ・1世帯につき1度のみ支給するものです。
- ・世帯に令和5年1月2日以降に転入者がいるなどの理由により、榛東村で住民税の課税状況等が確認できない方が含まれる場合は村から書類を送付することができません。給付金の対象となると思われる方につきましては、榛東村役場企画財政課へご連絡くださいますようお願いいたします。

給付金の支給時期

先行決定通知書が届き、振込口座の変更等がない場合は、概ね2~3週間後に振込予定です。
また、確認書等の提出が必要な方は、榛東村が書類を受理した日から概ね3~4週間後が目安です。
※受付開始当初は申請が殺到するため、振込みまでに時間を要します。ご理解の程、よろしくお願いします。

給付金の支給手続き

- (1)世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から榛東村にお住まいの場合
- ・対象となる世帯には榛東村から給付金の先行決定通知書(ハガキ)または、確認書が送付されます。
 - ・先行決定通知書が届いた場合、記載内容に変更がなければ手続きは不要です。
- ※口座変更をする場合には、令和6年3月11日(月)までに手続きが必要です。村ホームページで届出書をダウンロードまたは企画財政課窓口までお越しください。
- ・確認書が届いた場合、内容を確認の上、必要事項を記入して返信してください。
- (2)世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方等がいる場合
- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
 - ・申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、榛東村に提出してください。
- ※(1)・(2)共に、住民税の修正申告等により、課税状況変わった場合も申請が必要です。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ



榛東村企画財政課(受付時間平日 8:30~17:15)

電話 0279-26-2407 (直通) FAX 0279-54-8225

〒370-3593 榛東村新井790番地1